

原告意見書

2018年12月19日

下澤悦夫

私は、太平洋戦争の開戦直前、1941年8月31日に、神奈川県小田原市郊外の農村で生まれました。1960年4月に東京大学に入学し、法学部で小林直樹教授から憲法学を学びました。小林憲法学は、日本国憲法における三つの原理、すなわち平和主義、国民主権及び基本的人権を重視するものでした。当時は1959年に砂川事件の伊達判決と最高裁大法廷判決が出された直後でした。私は平和憲法の精神を日本社会に根付かせ、これを成長させて行くことを自分の使命と考えました。そして、職業生活を通じてその使命を果たそう。そう決意して職業裁判官となる道を選びました。1966年に札幌地裁判事補に任官し、それから40年の裁判官生活を経て、2006年8月に岐阜地裁判事を定年退官しました。

40年間の裁判官生活を通じて、私が取り組んだ課題は、憲法9条の関係で裁判所が自衛隊の違憲・合憲の司法判断を明確に示すことでした。私が在任した40年間に自衛隊の違憲・合憲を争点とする3件の自衛隊裁判が提起されました。1967年3月の札幌地裁恵庭事件判決と、1973年9月の札幌地裁長沼ナイキ基地訴訟判決と、1977年2月の水戸地裁百里基地訴訟判決です。この3件の自衛隊裁判のうち、自衛隊について憲法9条違憲性を正面から判断したのは、長沼ナイキ基地訴訟の第1審、札幌地裁福島判決だけでした。その福島判決もその後の上級審で取り消されています。最高裁を頂点とする裁判所は、砂川事件の最高裁大法廷判決の「統治行為論」を拡大解釈して、自衛隊の違憲・合憲の判断をすべて回避してきています。まことに嘆かわしい事態と言わざるをえません。

私は退官後、法曹生活を離れて一市民として、一人のキリスト者として生きてきたのですが、このたび、この訴訟の原告として加わりました。先の札幌地裁恵庭事件判決は、日本国政府を敗訴させた裁判ではありますが、自衛隊について違憲・合憲の判断を回避したものでした。その点で、私はこの判決に不満を抱いていました。その恵庭事件訴訟の担当裁判官の一人である猪瀬俊雄元裁判官も、今回のこの裁判に共同原告として参加されています。

安倍政権と政府与党は、3年前の2015年9月19日、日本国憲法の平和主義の原理に反し、集団的自衛権行使を前提する安保法制法を制定しました。多くの憲法学者が違憲と断じ、多数の市民たちの反対運動が巻き起こっているのを全く無視したのです。これは立憲主義と憲法を破壊する、全くの暴挙と言わざる

をえません。こうしてなし崩しに戦争への道を歩みつつあります。その現実を前にしたとき、私は心身の深い痛みを禁じ得ません。それは、キリスト者として平和のために生きてきたこれまでの自分の生涯を否定されたこと、平和憲法を擁護することを使命とする裁判官として働いてきた40年の職業人生を否定されたことによる心身の痛みであります。

安倍政権は、安保法制法に基づいて戦争体制を着々と準備し、その既成事実化を謀っています。日本を戦争することのできる国に造り替えようとしているのです。また、これを支持する一定数の国民・市民が存在することも事実です。これに対して、多数の国民・市民が反対の声を挙げ、反対運動を行っていることも確かな事実です。集団的自衛権を推進する運動とこれに反対する運動とが対立しています。そのときに集団的自衛権を前提とする安保法制法の執行を推進する政権側、すなわち政治的強者の意見によって正義が決定されるというようなことは、断じて許すことはできません。

集団的自衛権を推進する勢力とこれに反対する勢力との間で、いずれの側に正義があるのかを決定する権限を有するのは、裁判所において他にはありません。憲法第81条によって、裁判官には違憲法令審査権が与えられています。裁判官には、今度の安保法制法が違憲であるのか、合憲であるのかを判断する権利と義務があるのです。その責任を放棄してはなりません。もしそのようなことがあれば、司法権の独立は半永久的に失われるでありましょう。それは裁判所の自殺行為と言わざるをえません。